

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和52年5月から同年12月まで

社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①は特例納付しており、②は納付事実が確認できないとの回答があった。

しかし、申立期間①は、当時住んでいたA区で保険料の集金担当者に毎月渡して納めてもいたはずだから、二重に納付したことになると思うので調べてほしい。

また、申立期間②は、B市の自宅近くの金融機関等で納めたはずだから、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は8か月と短期間である上、申立人が所持する国民年金保険料領収証書によると、その前後の期間の保険料は昭和55年4月15日に特例納付、過年度納付及び追納がなされていることが確認でき、申立期間②についても納付が可能であったと考えられることから、申立期間②のみが未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①は、申立人が当時住んでいたA区で保険料の集金担当者に毎月保険料を渡して納付していたと主張しているものの、同区国民年金担当課では、保険料徴収員が戸別訪問により保険料を収納する業務を開始したのは昭和37年度からであると説明しており、36年度はこの保険料徴収員に保険料を渡して納付することができない上、申立人の当時の納付等に関する記憶は曖昧である。

また、申立人は当該期間の保険料について、昭和 55 年 4 月 15 日に特例納付しているところ、43 年 2 月 6 日に B 市により作成された国民年金被保険者名簿には、昭和 36 年度及び 37 年度の保険料が未納である旨が記載されている。

さらに、申立人が当該期間の保険料を重複して納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を重複して納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 5 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から8年3月まで
国民年金保険料は、妻がいつも夫婦二人分を一緒に納めていた。
申立期間について、妻の国民年金保険料は納付されているのに私の分が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、4か月と短期間である。

また、A市保管の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及びオンライン記録によれば、申立期間を除いた期間の納付状況は夫婦で一致しており、納付日が確認できる期間のうち的大部分は同一日に納付されていることから、基本的に夫婦の国民年金保険料が一緒に納付されていた状況がうかがえる。

さらに、申立期間については申立人の妻の保険料は納付されており、オンライン記録によれば、納付日が異なる期間のうち妻の国民年金保険料が納付されている期間については、後日申立人の保険料も納付されていることから、申立期間のみが未納のままとなっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで

私は、A社を昭和36年9月30日に退職しており、厚生年金保険の資格喪失日は退職日の翌日である同年10月1日のはずだが、社会保険事務所（当時）に照会したところ同社における資格喪失日が同年9月30日となっていることが分かった。

A社が作成した源泉徴収票には「36. 9. 30 退職」との記載が確認できるので、厚生年金保険の資格喪失日を昭和36年10月1日と訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた昭和36年分給与所得源泉徴収票により、申立人がA社に同年9月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和36年3月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年9

月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月15日、同社C支店における資格取得日に係る記録を同年4月15日に訂正し、同年4月から同年9月までの標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月1日から36年1月1日まで
② 昭和37年4月1日から同年10月1日まで

私は、昭和35年5月にA社D出張所に採用され、49年3月31日まで勤務したが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、35年5月1日から36年1月1日までの期間及び37年4月1日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険の記録が無いとの回答を得た。

昭和35年5月から49年3月31日まで、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社から提出された申立人の退職者台帳及び同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和37年4月15日にA社D出張所から同社C支店に異動。なお、当時、同社D出張所の社会保険の適用は同社B出張所である。）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、異動日については、上記の退職者台帳により、申立人が昭和37年4月15日からA社C支店に勤務したことが確認できることから、同年4月15日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和37年10月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、前述の退職者台帳により、申立人が昭和35年10月1日から37年4月15日までA社D出張所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じく昭和36年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚4名及び申立期間①に係る35年11月1日に被保険者資格を取得している同僚3名について入社した時期を調査したところ、そのうち3名から回答があり、いずれも被保険者資格を取得した日より数か月前に入社したとしていることから、同出張所では、入社より2か月から8か月が経過した後、一定期日にまとめて被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（41万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成16年6月15日の標準賞与額に係る記録を、41万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月15日

私は、勤務先であるA事業所から、私の平成16年6月分の賞与について、社会保険事務所（当時）に対し賞与支払届を提出していなかったとの説明を受けた。同年6月分の賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成16年6月分賞与の明細書により、申立人は、同年6月15日において、その主張する標準賞与額（41万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成10年11月から12年4月までの期間を19万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 12 年 5 月 26 日まで
A社に勤務した期間の標準報酬月額について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について標準報酬月額が大きく減額されていた。

給与支給明細書に保険料控除額が記載されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書から判断すると、申立人は、平成10年11月から12年4月までの期間について、標準報酬月額19万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現存する給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成10年11月から12年4月までの期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年10月については、定時決定により標

標準報酬月額が 20 万円から 19 万円に変更されているところ、上記給与支給明細書によると、同年 5 月分から同年 7 月分までの給与支給総額の平均は、19 万 4,100 円となることから、同年 10 月の定時決定により適用される標準報酬月額は 19 万円が妥当と考えられ、社会保険事務所の記録と一致する。

また、上記給与支給明細書によると、平成 10 年 10 月分の厚生年金保険料控除額は、標準報酬月額 19 万円に基づく保険料額となっている。

これらのことから、申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 10 月について、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月から 42 年 3 月まで
私は、申立期間について、A社で仕事をしていたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の勤務状況等に関する詳細な記憶及び元同僚の証言から、申立人は、申立期間について申立てに係る事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人を記憶していた元同僚（1人）は、申立人は臨時職員であったとしているところ、別の元同僚は「入社して数か月は臨時職員で見習期間があり、その後上司の判断で正社員となった者が、社会保険に加入していたと思う。」と証言していることから、当該事業所では、入社してもすぐには厚生年金保険に加入させていなかったと推認される。

また、申立人及び元同僚によれば、事業主は病気のため話ができる体調ではない上、申立人を当該事業所に紹介したとしている元同僚（申立人の義弟）は亡くなっていることから、当時の勤務形態及び保険料控除等の事実を確認することができない。

さらに、申立人が記憶している元同僚を含め8人に照会したところ、上記1人を除く7人は申立人を記憶していないことから、申立てについて証言等を得ることができない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立期間について申立人の氏名が見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から41年2月まで

昭和38年9月から41年2月まで、A社B支社C支部に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時は結婚前で、旧姓で勤務しており、厚生年金保険料も給料から引かれていた。加入記録が無いのはおかしいので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務したとしているA社B支社C支部は、A社B支社として申立期間当時は適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、A社B支社が保管している健康保険厚生年金保険失業保険被保険者台帳によると、申立人の社会保険については昭和41年3月1日資格取得及び44年5月1日資格喪失の記録となっており、B支社は、41年3月1日から44年4月30日までが申立人の在籍期間であると回答している。

また、申立人が所持している年金手帳（昭和51年6月24日再発行）には、初めて厚生年金保険の被保険者となった日が昭和41年3月1日と記録されており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人と同姓同名及び同一生年月日で、申立期間と一部重複する別の事業所の未統合記録が発見されたが、申立人は同事業所については心当たりが無いと回答しており、当該記録は別人のものと判断される。

加えて、A社B支社保管の健康保険厚生年金保険失業保険被保険者台帳及び社会保険事務所（当時）保管の被保険者原票には、いずれも申立人の生年月日が正しい生年月日より1日前の日付で記録されているところ、申

立人は「長年にわたり生年月日を正しい生年月日の1日前の日付と記憶していたので諸手続の際にその日付を記載していたことがある。」と述べていることから、オンライン記録により、生年月日を申立人の生年月日の1日前の日付とし、申立人と同姓同名で氏名検索を行ったが、申立人の未統合記録は見当たらなかった。

そのほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 5 月 1 日まで
私は、申立期間についてA社で仕事をしていた。

事業所の所在地、事業主及び取引先等を記憶しており、働いていたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の配偶者（会社設立時の取締役）の証言及び申立人の当時の勤務状況等に関する詳細な記憶等から、申立人は申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主の配偶者は「昭和 37 年 11 月に会社を設立し、38 年に厚生年金保険に加入しているので、申立期間は厚生年金保険の適用事業所になる前の時期です。」と回答している上、オンライン記録によると、申立てに係る事業所は、昭和 38 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間については適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が当時経理を担当していたと記憶している元同僚の氏名をオンライン記録で検索したが、見当たらない上、申立人は、他の同僚については姓しか覚えておらず、特定することができないことから、申立てに係る事実を確認できる証言等を得ることができなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 59 年 9 月 1 日まで
私は、昭和 54 年から 59 年まで、A 市 B 地区にあった C 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市にあった C 社に勤務していたとしているが、事業所の正確な名称、代表取締役及び同僚の氏名等は覚えていない上、申立期間において、同市に当該名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、類似の名称で、申立期間当時 A 市 B 地区にあった D 社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

さらに、D 社と代表者が同一であった別の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）及びオンライン記録を確認したが、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっている「C」という名称を含むすべての事業所について、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月から 46 年 10 月まで
私は、申立期間についてA社の専務取締役として勤務し、健康保険証を使用した。厚生年金保険の加入記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

法人登記簿謄本から、A社が昭和41年11月4日に設立され、申立人が申立期間において同社の専務取締役として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、A社及び同社が経営したとする店舗名での厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、申立期間当時、社会保険に関する事務を担当していたとする申立人の妻は、A社について、厚生年金保険の適用事業所としての届出を行った覚えはないとしている。

さらに、申立人は、申立期間当時、自分や家族が病院に通院し健康保険証を使用したとしているところ、通院したとする病院は当時の診療記録は保管していないとしており、使用した健康保険証の種類について確認することができない。

加えて、オンライン記録では、申立人及びA社の代表取締役を含む他の役員についても、同社で厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 13 年 4 月 29 日から同年 10 月 13 日まで
② 昭和 13 年 11 月 17 日から 14 年 11 月 7 日まで
③ 昭和 15 年 4 月 16 日から同年 9 月 20 日まで
④ 昭和 16 年 5 月 8 日から同年 7 月 23 日まで
⑤ 昭和 16 年 7 月 31 日から 17 年 2 月 5 日まで
⑥ 昭和 17 年 3 月 1 日から 21 年 6 月 13 日まで
⑦ 昭和 22 年 7 月 28 日から同年 10 月 24 日まで

船員手帳を複数所有しているが、最初に交付された船員手帳に記載されている申立期間①から⑦までの乗船期間について、船員保険の加入記録が無い。

その後交付された船員手帳に記載されている乗船期間と船員保険の加入期間は、おおむね一致しているので、申立期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の船員保険の加入記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までについて、申立人が保管する船員手帳により、申立てに係る船舶に乗船していることが確認できる。

しかし、申立期間①及び②については、船員保険法の施行前の期間であり、申立人が船員保険の被保険者となることはできない。

申立期間③及び④については、船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、船員保険の適用年月日は確認できないが、最初の被保険者の資格取得日が昭和 23 年 5 月 22 日であることが確認できることから、申立期

間当時、当該船舶所有者は、船員保険の適用を受けていなかったことが推認される。

申立期間⑤については、船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、船員保険の適用年月日は確認できないが、最初の被保険者の資格取得日が昭和 23 年 5 月 8 日であることが確認できることから、申立期間当時、当該船舶所有者は、船員保険の適用を受けていなかったことが推認される。

申立期間⑥については、船舶所有者名簿において、船員保険適用の船舶所有者として氏名が確認できないことから、当該船舶所有者は、船員保険の適用を受けていなかったことが推認される。

申立期間⑦については、船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、船員保険の適用年月日は確認できないが、最初の被保険者の資格取得日が昭和 23 年 5 月 1 日であることが確認できることから、申立期間当時、当該船舶所有者は、船員保険の適用を受けていなかったことが推認される。

また、関係団体等の回答から、申立人が乗船していたのはかつお漁船であったと推認されることから、申立期間当時、漁船の乗組員の中で船員保険の被保険者とされたのは、汽船「トロール」漁業、母船式漁業、汽船捕鯨業又は機船底曳網漁業（東経 130 度以東の海面を操業区域とするものを除く。）に従事する漁船に乗り組む船員等であったことから、申立人は船員保険の被保険者には該当しなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から⑦までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 6 月 1 日から 10 年 2 月 21 日まで

私は、平成 6 年 6 月から 10 年 2 月まで A 社で勤務したが、社会保険庁（当時）の記録では当該期間の標準報酬月額が 15 万円又は 18 万円となっている。

しかし、申立期間当時の給与の総額は毎月 40 万円弱であったはずであり、社会保険庁の記録と大きく相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当該事業所では、申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないため、申立人の申立期間に係る給与月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人の元同僚は平成 11 年分源泉徴収票を所持しており、同源泉徴収票から算出される給与月額は、同氏に係るオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるが、同源泉徴収票の厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出される金額にほぼ一致し、実際の給与額から算出された保険料額でないことが確認できる。

さらに、上記同僚を含む 7 人の従業員からの聴取によれば、7 人全員の申立期間当時の給与月額は、オンライン記録の標準報酬月額を大きく上回っていることが確認できる。

これらのことから、申立期間において、当該事業所では、実際の支給額よりも低い金額で報酬月額の届出を行い、その報酬月額に基づいて算出した厚生年金保険料を従業員の給与から控除していたと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月3日から23年4月1日まで
私がA社B支店に勤務していた当時の厚生年金保険加入期間を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入事実は確認できなかったとの回答があった。
しかし、私はA社で昭和21年5月3日から61年3月に退職するまで働き、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立てに係る事業所が発行した勤続年数算定始期決定通知書、同事業所が保管する人事記録によると、申立人は昭和21年5月3日から23年3月31日まで常備夫として勤務していることが確認できるが、入社日は同年4月1日となっており、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致する。

また、当該事業主は、上記人事記録の入社日は正社員としての入社を示すものであり、厚生年金保険の加入に係る取扱いについては、正社員として入社したと同時に厚生年金保険に加入させ、保険料を給与から控除していたものと推察すると説明している。健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と被保険者資格の取得日が同じ同僚8人に係る当該事業所保管の人事記録上の入社日を確認したところ、いずれも被保険者資格の取得日と入社日が一致しており、事業主の説明は合理的なものと判断できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 10 日ごろから 44 年 1 月 10 日まで
私は、昭和 42 年 4 月 10 日ごろから 45 年 4 月 30 日まで、A 事業所に
住み込みのお手伝いとして働いていた。A 事業所の厚生年金保険被保険
者期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、42 年 4 月
から 43 年 12 月までの期間は加入事実が確認できないとの回答をもらっ
た。

私は、申立期間当時に健康保険証を使用した記憶があることから、厚
生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間を被保険者期間とし
て認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言から、申立人が昭和 42 年 4 月ごろから A 事業所
に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、当該事業所に勤務していた同僚 3 名から事情を
聴取したが、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、申立人の
雇用形態及び厚生年金保険の加入の有無については不明であるとしている。

また、当該同僚 3 名から、当該事業所では、採用から最長で 6 か月程度
の期間を経て厚生年金保険に加入しているとの証言を得ており、当時の当
該事業所では、従業員全員について採用と同時に厚生年金保険の加入手続
を行っていたわけではなかったものと推測される。

さらに、雇用保険の加入記録においても、被保険者資格取得日は昭和
44 年 1 月 10 日となっており、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険
被保険者原票における厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

加えて、当該事業所に照会したが、「当時の人事記録等の関連資料は平

成4年に火事で焼失しており、当時の担当者も既に亡くなっていることから、申立期間に係る勤務条件及び保険料控除の事実は確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1130 (事案 658 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 9 月 8 日から 31 年 7 月 14 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務していた昭和 26 年 9 月 8 日から 31 年 7 月 14 日までの期間が脱退手当金支給済みとなっている旨の回答をもらった。

私は、退職時に会社から退職手当をもらった記憶はあるが、脱退手当金はもらっていないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、脱退手当金が支給されたことを示す記載が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないことがえないうこと、ii) 申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 4 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立人の後任の同僚を思い出したとしているが、当該同僚の申述内容は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月1日から27年12月30日まで
② 昭和28年1月6日から31年2月27日まで

申立期間①については、A市B地区にあったC社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとの社会保険事務所（当時）の回答であった。物もお金も無い時代なので働くだけで精一杯だったし、昔のことで経緯等は覚えていないが、申立期間①は厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間②については、D社に勤めていたが、結婚のため退職した。若いころで厚生年金保険に加入していても被保険者証の存在も知らなかった。脱退手当金を受給したとの社会保険事務所の回答であったが、支給日とされる日には結婚しており、夫と自営業を営んでいたため、私は脱退手当金を受給していない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、C社に勤務していたと主張しているが、事業所の経営者、住所等から事業所の名称はE社と判断されることから、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認すると、同事業所は昭和23年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、25年7月1日に適用事業所ではなくなっていることが確認される。

また、申立人は、「当時の同僚については昔のことで思い出せない。」と述べていることから、当該事業所において、厚生年金保険被保険者の加入記録の確認ができる同僚1名に照会したところ、「申立人に

については覚えていない。」と回答している。

さらに、事業主及び役員の連絡先も不明のため、当時の状況を確認することができない。

なお、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人が同期間に勤務していたD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日である昭和31年2月27日を含む同年2月から40年12月までの間に資格を喪失し、受給要件を満たす者22名（申立人を含む女性）について調査したところ、17名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち16名が資格喪失日から6か月以内に支給されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間②に係る脱退手当金は厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和31年4月21日に支給決定されており、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。